

2010年7月5日

環境省石綿健康被害対策室御中

石綿健康被害救済法見直しについて

アスベスト被害地域住民ネットワーク

代表 飯田浩(尼崎)、柚岡一禎(泉南)

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会尼崎支部

泉南地域の石綿被害と市民の会

河内長野アスベスト被害者とその家族の会

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部

アスベストに関する地域住民の会(岐阜羽島)

旧朝日石綿住民被害者の会(横浜鶴見)

連絡先:136-0071東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

石綿対策全国連絡会議

TEL03-3636-3882、FAX03-3636-3881、banjan@auwakwak.com

本日開催された第20回アスベストの健康影響に関する検討会を、同検討会の健康リスク調査が行なわれている地域のアスベスト被害者・家族、地域住民の団体である私たちの代表が傍聴いたしました。私たちのネットワークが共同で検討会の傍聴にのぞんだのは、昨年6月17日の第17回検討会につづくものです。

石綿健康被害救済法は、施行から5年以内(2011年3月27日まで)に「見直しを行なう」ととされており、国会答弁等において、同検討会の各種調査もこの見直しの基礎となるものであるとされてきたことから、昨年の第17回検討会の翌日に場を設定していただき、環境保健部長に直接「石綿健康被害救済法見直しに関する要請」を手渡すとともに、石綿健康被害対策室長以下と話し合いをさせていただきました。

貴省ではその後、昨年11月に中央環境審議会に石綿健康被害救済小委員会を設置して、見直しの検討に着手しているものと承知しています。そこで、私たちの切実な要望を見直し作業のなかで実現していただくよう、あらためて要請する次第です。

1. 調査地域においてアスベスト被害及び/またはアスベスト曝露の医学的所見が高率に認められることの(考えられる)原因を明確にしてください。
2. 調査と検診を兼ねた「健康リスク調査(事業)」ではなく、石綿健康被害救済法に基づく健康管理体制を確立してください。その際、過去の一定時期に当該地域に居住・通学・通

勤等した者が、全国どこでも継続的に自己負担なしに健康管理を受けられる制度を、導入してください。この対象には、職業曝露であっても労働安全衛生法による健康管理制度の適用をうけない人を含めてください。

3. 今後の調査については、あらためて私たちと話し合ったうえで実施するようにしてください。
4. 石綿肺がん、及び、新たに指定疾病とされた石綿肺、びまん性胸膜肥厚についても、職業曝露歴のないいわゆる住民被害者の救済を促進する対策を講じてください。その際、過去の一定時期に当該地域に居住・通学・通勤等したという事実に基づいて、認定を容易にする制度を、導入してください。
5. 今回指定疾病とされなかった石綿肺の合併症など、アスベスト曝露によって起こる可能性のあることの明らかな疾病をすべて指定疾病に追加すること等によって、「門前払い」という最悪の事態を解消してください。
6. 石綿健康被害救済法の給付の水準・内容を、患者・家族の生活や就学等の実情を踏まえて見直してください。
7. 救済率の達成目標を立てて、救済状況を検証する仕組みをつくり、達成できるまでは請求権を奪わないようにしてください。
8. 石綿健康被害救済法及び関連施策に関して、定期的見直しを制度化するとともに、そのプロセスに私たちが参加できるようにしてください。